

ぺんてる株主様からのお問合せに対する当社の対応について(11月26日)

本年11月15日(金)に、当社がご用意いたしました「ぺんてる株式の買付専用コールセンター」に対し、すでに、ぺんてる株式会社(以下、ぺんてる)の多くの株主の方々からお申込みを頂いております。

その中で、株主の方々から頂いております代表的なご質問につきまして、下記のとおり、当社の考えをお伝えいたしますので、ぺんてる株主様はもちろん、ぺんてるのすべてのステークホルダーの方々も、ぜひ、ご参考にしていただければと存じます。

・ご質問

ぺんてるのブランドや社名を継続してほしいが、コクヨはどう考えているのか

・当社の回答

ぺんてるの 70 年を超える歴史の中で重ねられた新たな技術への研鑽や、長年の海外市場への果敢な開拓によって培われた企業風土をベースに、優秀な人材のもと、高い技術力とブランド力に裏打ちされた強い商品力は、グローバル市場で高い評価を獲得しており、当社は、このようなグローバル市場における筆記具のぺんてるブランドに強い魅力を感じております。

したがいまして、当社としては、上記のぺんてるのブランド力やぺんてるの社名を消滅させることは考えておりません。むしろ、ぺんてるが長年にわたって培われてきた文化や社風を尊重し、文房具メーカーにおけるグローバル・トッププレイヤーにふさわしいように、ぺんてるのブランド力をさらに強化していく施策をとりたいと考えております。

当社は、ぺんてるの強みを継続しながら、当社のリソースを最大限活用して頂くことによって、両社の企業価値の向上に全力で取り組んでまいります。

・ご質問

ぺんてる取締役会の譲渡承認が得られないとぺんてる株式をコクヨに売却できないと聞いたが、株式売却の手順について教えてほしい。

コクヨの株式譲渡契約書は、株主に過度の負担を強いるものだと聞いたが、本当か

・当社の回答

お持ちのぺんてる株式は、ぺんてる取締役会の譲渡承認がなくとも、適法にお売りいただけます。この点については、外部の大手法律事務所とも確認しており、当社が責任を持ってお持ちのぺんてる株式の買取りを実行いたします。

株式譲渡契約書の内容は、お持ちのぺんてる株式の買取り、ぺんてる取締役会の譲渡承認がなくとも行うために必要な最低限のものを定めております。株主の皆様にご安心頂くための内容となっており、過度の負担を強いるものではありません。

お持ちのぺんてる株式についての株式譲渡契約書締結のお手続きが完了しましたら、ぺんてる取締役会の譲渡承認を待つことなく、買取りを実行し、すみやかに代金をお支払いします(お手続き完了後最短2営業日程度)(ただし、当社が保有するぺんてる株式が総議決権の50%超となる場合、当該50%を超える部分の買取りについては適用法令等に則り必要となる許認可の取得後、すみやかに代金をお支払いいたします。)

ぺんてる取締役会に対する譲渡承認申請は、買取りの実行後、当社が後日一括して行いますので、当社よりお送りする必要書類に同封の株式譲渡承認請求書及び株式名義書換請求書に必要事項をご記入のうえご署名・ご捺印頂いた書類を当社までお送りください。買取りの実行、譲渡承認取得までの間は、保有されているぺんてるの議決権行使を当社に委任(委任状の交付を含みます。)いただきます。

・ご質問

ぺんてるの従業員の雇用はどうする予定なのか

・当社の回答

当社は、ぺんてるの企業価値向上には現在のぺんてるを支える従業員の方々が必要不可欠であり、**従業員の方々の雇用を維持し、共に成長していきたいと考えております。**

加えて、働く環境の見直し等の人材への投資を行うことはもちろん、従業員の方々が積極的かつ前向きにチャレンジできる様々な機会を創出していきます。

本件に関しまして、以下もご覧ください。

重要なお知らせ「ぺんてる株式会社の株主の皆様へのお知らせ(11月26日)」

<https://www.kokuyo.co.jp/irinfo/cat243/20191116.html>

開示資料「ぺんてる株式会社の株式の買付け方針に関するお知らせ」

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/7984/tdnet/1772326/00.pdf>

以上

一覧へ戻る